

第 3 章 計画の基本事項

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 取り組みの体系
- 4 重点施策

1 基本理念

第3期活動計画を制定するにあたり、その基となる第3期国東市地域福祉計画の概要をまとめ、それに沿う形で策定する必要があります。

国東市が策定した第3期国東市地域福祉計画は、平成26年3月に策定された「第2次国東市総合計画」の理念のもと総合計画に掲げられた将来像及び基本目標を念頭に、第2期国東市地域福祉計画の取り組み状況や市民意識調査などにより明らかになった課題を踏まえ、「地域共生社会」の実現に向けて、自助、互助、共助、公助の視点で地域に関わるすべての構成員がお互いに支え合い、助け合うことで安心して暮らせるまちづくりを推進することを目標として下記の重点施策が定められています。

- (1) 地域支え合い活動推進事業の展開
- (2) 生活困窮者自立支援制度の推進
- (3) 成年後見制度の普及と利用促進

本計画は第2期活動計画の取り組みと今後の課題を基に、下記の5項目を重点的に取り組む計画として作成します。

- (1) 災害ボランティアセンターの充実
- (2) ボランティア・市民活動センターの充実
- (3) 地域ふれあいネットワーク会議の支援
- (4) 各種団体事務局体制の見直し
- (5) 共同募金配分金等の見直し

また、地域における「つながり」が地域福祉の推進には不可欠であることから、基本理念を表すキャッチフレーズとして、第3期国東市地域福祉計画と同様の「人の和が 地域の輪となる 福祉の里づくり」を掲げます。

〈キャッチフレーズ〉

人の和が 地域の輪となる 福祉の里づくり

2 基本目標

＜基本目標1＞

気軽に地域福祉活動に参加できる環境づくり

地域に暮らす全ての市民が地域の一員として、安心して暮らせるように各種交流の場を提供できる環境づくりを進めます。

＜基本目標2＞

適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり

市民一人ひとりが安心感のある豊かな暮らしを送るため、情報提供や相談支援などの充実を図りながら、必要なときに適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくりを推進します。

＜基本目標3＞

支え合い・助け合いの地域づくり

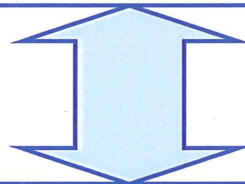
誰もが安心して住み慣れたまちで充実した暮らしを送れるよう、地域の連携体制やボランティア活動への支援、防災ボランティアセンターの強化を図り、支え合いや助け合いの地域づくりを進めます。

3 取り組みの体系

【基本目標】

【具体的な取り組み】

環境づくり 気軽に地域福祉活動に参加できる	ボランティア・市民活動センターの充実（社協重点）
	災害ボランティアセンターの充実（社協重点）
	地域福祉に関する啓発活動の推進
	週一元気アップ教室の推進
	サロン活動の充実
	交流の場の推進
用できる仕組みづくり 適切な福祉サービスを利用できる	成年後見制度の普及と利用促進（行政重点）
	生活困窮者自立支援制度の推進（行政重点）
	相談ネットワークの構築
	日常生活自立支援事業の推進
地域づくり 支え合い・助け合いの	地域ふれあいネットワーク会議の支援（社協重点）
	地域支え合い活動支援事業の展開（行政重点）
	民生委員児童委員活動の支援
	その他の連携体制の支援
事業の見直し 各種団体等既存	事務局体制の見直し（社協重点）
	共同募金配分金の見直し（社協重点）
	その他の活動



4 重点施策

本計画では、社協の重点施策5項目、行政計画の重点施策3項目を重点施策として定め、地域福祉のより一層の推進をめざして実施していきます。

【社協重点】

(1) ボランティア市民活動センターの充実（社協計画）

地域福祉の推進には、地域住民のサポートは不可欠であり、住民同士の支え合い活動の基本がボランティア活動であると考えます。市内には沢山のボランティア活動を行っているグループや個人が存在しますが、現在把握できている割合は僅かではないかと考えられます。よって、今後はまず、ボランティアグループや個人ボランティアの把握を行い、各ボランティアに対して必要な情報や研修等の情報提供を行い、ボランティア活動の充実を図ります。

(2) 災害ボランティアセンターの充実（社協計画）

近年多発する自然災害に対応するためには、災害ボランティアセンターの充実が不可欠となっています。災害ボランティアセンターは、社協単独での運営は難しく、行政や地域住民、NPO 法人等の支援が必要となります。そのためには日頃から、地域や関係機関との繋がりづくりが必要となります。

また、社協職員に関しても十分な知識と研修が必要であり、課題と言えます。今後は上記問題点を基に災害ボランティアセンターの充実を図ります。

(3) 地域ふれあいネットワーク会議の支援（社協計画）

行政区内での問題把握や問題解決、防災等に複合的に取り組む地域ふれあいネットワーク会議ですが、行政区毎に実施内容にばらつきがあり、どのように実施するべきか、区長等も困っているのが現状です。よって地域ふれあいネットワーク会議の支援を行います。

(4) 各種団体事務局体制の見直し（社協計画）

本会は各種団体の事務局を担当していますが、社協本来の業務のひとつであるボランティア関係や相談業務、権利擁護事業に力をいれる必要があります。各種団体の事務局は本来その団体が自主運営の形で事務局を受け持つことが本来ですが、国東市では合併前から社協が

受け持っているのが現状です。よって各種団体との話し合いによって事務局体制の見直しを進めていきます。

(5) 共同募金配分金の見直し（社協計画）

共同募金配分金の有効利用と市民への周知等の見直しを行うことで、共同募金への理解を深めることも目的に見直しを行います。

【行政重点】

(1) 地域支え合い活動推進事業の展開（行政計画）

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が重要となっています。本市では、その取り組みの一つとして、高齢者が健康で元気に日常生活を過ごせるよう「いきいきセルフケア教室」や「健康づくり応援教室」、「週一元気アップ教室」等様々な介護予防事業を展開しています。

そして、更なる取り組みとして高齢者が常日頃感じている買い物や掃除等の生活上の「困りごと」を解消するため、本会と協働し、地域住民同士の支え合い活動（自分たちのできる生活支援）の仕組みづくりを行っているところです。

現在市内では、住民同士の支え合い活動の支援として竹田津地区に竹田津くらしのサポートセンター「かもめ」、上国崎地区にサポートセンター「あらたにカフェ」が設立され、地域のニーズに応じた取り組みが行われており、他地区においても設立に向けた準備が進められています。今後もこの地域住民同士の支え合い活動が市内全域で行われるよう「くにさき地域応援協議会“寄ろう会（え）”」を中心に、市全域で地域の支え合い活動『地域づくり』を応援していきます。

(2) 生活困窮者自立支援制度の推進（行政計画）

近年、安定した雇用の揺らぎや所得の低下により経済的な困窮状態に陥る人々が増加しました。同時に少子高齢化の進展や、単身世帯、ひとり親世帯の増加等世帯構造の変化、家族、職場、地域社会におけるつながりの希薄化が進む中で社会的孤立のリスクが拡大し、また、貧困の世代間連鎖といった課題も深刻化しています。

このような背景をもとに平成27年4月「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護には至らない生活困窮者が、社会への自立等を含め困窮状態から脱却するための支援策が強化されました。

この法律にもとづき、本市では本会に相談窓口を設置し、相談者一人ひとりの状況やニーズに応じて、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、家計相談支援事業、就労準備支援事業に取り組んでいます。なお、今後は、現状の相談内容等を踏まえ、本市の独自事業として本会が実施している無料職業紹介事業とも連携しながら幅広く対応していきます。

生活困窮者自立支援制度は、まだ生活保護には至っていない人を早期に支援し、社会的参加と自立を促す「第2のセーフティネット」としての役割を持ちますが、生活困窮者等が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しいため、「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく「相互に支え合う」地域を構築しなければなりません。

今後は、様々な分野における社会資源との連携を促進し、関係機関、地域住民等による「地域づくり」の取り組みを進めていく必要があります。

(3) 成年後見制度の普及と利用促進（行政計画）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等判断能力が不十分な方については、財産の管理や日常生活等に支障があることから、成年後見制度や社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業等の利用により支援を行っています。今後、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者が増加し、成年後見制度の必要性は一層高まりその需要はさらに増大すると考えられますが、本制度が十分に認知され、また利用されている状況にはありません。

このような背景をもとに平成28年5月、「成年後見制度利用促進法」が施行され、また翌年3月には成年後見制度の推進に係る施策の総合的かつ計画的な推進を目的として、「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されたところです。

この国の基本計画を踏まえ、本市では今後、成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定め、制度の周知及び利用促進等に努めていく必要があります。

また、大分県内では権利擁護体制の構築にあたり、運営費等の問題から複数の自治体による広域型の権利擁護センターの設置が進められており、現在、本市においても広域型権利擁護センターの設置に向けた検討が始まったところです。